

議会改革特別委員会報告

本委員会は、地方分権の推進により市議会の役割がますます重要となる中、市民の負託に、より一層応える議会の実現を目指して、議会改革の方策について調査研究するために平成27年9月17日の本会議において設置され、36回の委員会を開催し調査研究を重ね、主に3つの成果を残すことができました。

まず第1に、議会の基本原則を定めた、議会関連条例のうち最高規範となる議会基本条例の案を策定しました。議会基本条例策定部会が中心となり、独自性が高く、先進的な条例として議案を提出することができました。

第2に、政治家としての倫理基準等を定め、議員自らを厳しく律する政治倫理条例の案を策定しました。政治倫理条例策定部会において調査研究を進め、議会及び議員の中立・公正を担保する厳粛かつ完成度の高い条例として議案を提出することができました。

第3に、政務活動費について、議会における調査や審査等の機能強化を図るために、来年度以降の金額変更に係る条例改正案を提出しました。さらに透明性を確保するため今年度の収支報告書から市議会のHPに公開することを決定し、今後も積極的に公開する事項を拡大していくことを決めました。この他にも、開かれた議会の一環として、平成28年に始めた子ども議会が大変好評であり、現在は市と議会と教育委員会の三者共催で毎年、引き続き実施しています。

安中市議会基本条例の構成

全文	第1章 総則
第1章	(第1条) 目的
第2章	議会及び議員の活動原則
第2章	(第2条-第5条) 議会の活動原則、議員の活動原則、会派、政務活動費
第3章	市民と議会の関係
第3章	(第6条-第8条) 市民と議会の関係、市民への情報公開、請願及び陳情
第4章	市長等と議会の関係
第4章	(第9条-第14条) 市長等との関係、論点の明確化、政策等の説明、予算及び決算における政策説明、議会への説明、議決事項の追加
第5章	議会運営
第5章	(第15条-第19条) 議会運営、討議による合意形成、一般質問、賛否の公開、委員会運営
第6章	議会の活性化
第6章	(第20条-第23条) 研修の充実、調査活動等、広報及び広聴の充実、議会事務局の体制整備
第7章	議会の災害対応
第7章	(第24条-第26条) 災害発生時の体制の整備、災害発生時の議会の役割、災害発生時の議員の役割
第8章	最高規範性及び継続的な見直し
第8章	(第27条・第28条) 最高規範性、継続的な見直し
第9章	雑則
第9章	(第29条) 委任
附則	

委員会提出議案

● 安中市議会基本条例の制定について

● 安中市議会議員政治倫理条例の制定について

● 安中市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

議会改革特別委員会から提出された議案は、全会一致で可決されました。

安中市議会基本条例とは

議会は議事機関として、行政運営に対して評価・監視機能を十分に発揮するとともに、市民の立場に立った政策の立案、提言等の機能を強化し、市民の多様な意見を確に市政に反映させるため、透明性のある議会、開かれた議会の実現を目指しています。そこで、議会の基本的事項を定め、議会及び議員の役割を明確にし、その責任を果たすことにより真の地方自治を実現し、市民の幸福と魅力ある街づくりに寄与することを目的として議会基本条例を制定しました。

安中市議会議員政治倫理条例とは

議員が市民全体の代表者として人格と倫理の向上に努め、その権限又は地位による影響力を不正に行使して自己又は特定のもの利益を図ることのないよう必要な措置を定め、市政に対する市民の信頼に添えられるよう政治倫理基準を設け条例を制定しました。